

# Niterra 日本特殊陶業市民会館

## 施設利用料金の還付（払い戻し）について

やむを得ない事情で許可（利用料金納付）後に施設使用を取消される場合、管理事務室にて次の手続きにより還付をいたします。ご不明な点はお問い合わせください。

**申請期限** ご使用日（連続使用の場合は最初の日）の 14 日前までで、かつ使用許可の取消を申し出て認められたときとなります。  
(なお、前 14 日目が年末年始などで休館していても、期間が延びる事はありません)

**還付金額** 納付済み金額の半額を還付いたします。

### 申請に必要な物

- 施設使用許可書
- 領収書（コピーでも可）
  - ※振込で納付された方⇒金融機関発行の振込控など
- 駐車券
- 印鑑
  - ・代表者印（使用許可書に記した代表者の物に限る。シャチハタなどのスタンプ式のものは不可）
    - ※法人の場合は会社印と代表者印の双方が必要
  - ・来館者（還付金受領者）印（シャチハタなどのスタンプ式のものは不可）

### 還付手続の流れ

#### 1 直接ご来館にて手続きをされる場合

- ① 「Niterra 日本特殊陶業市民会館施設使用許可取消（還付）申請書」をお受け取りください。
- ② 必要事項をご記入・代表者印捺印のうえ、施設使用許可書・領収書・駐車券と共に提出。
- ③ Niterra 日本特殊陶業市民会館施設等利用料金還付金領収書に署名・来館者（＝受領者）捺印のうえ、還付金を受領ください。  
代表者印をご持参できない場合は事前に上記①の書類にご捺印いただきご持参ください。

#### 2 振込還付を希望される場合（遠方または還付金額が高額の場合）

- ① ・「Niterra 日本特殊陶業市民会館施設使用許可取消（還付）申請書」「還付金請求書」に必要事項をご記入・代表者印捺印のうえ、施設使用許可書・領収書または金融機関発行の振込控・駐車券と共に提出（持参または郵送）ください。
- ② ・金融機関で入金の確認をお願いします。  
(書類提出後、ご指定の口座に振り込みます。尚、書類提出後、入金までに 1 か月程度かかる場合もありますので予めご了承ください。)